

第 95 号議案

神戸市学校給食センター条例の一部を改正する条例の件

神戸市学校給食センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市学校給食センター条例の一部を改正する条例

第 1 条 神戸市学校給食センター条例（昭和43年 4 月条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
(名称及び位置) 第 2 条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>神戸市立垂水学校給食共同調理場</td><td>[略]</td></tr><tr><td>神戸市第二学校給食センター</td><td>神戸市西区見津が丘 7 丁目12番</td></tr></table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立垂水学校給食共同調理場	[略]	神戸市第二学校給食センター	神戸市西区見津が丘 7 丁目12番	(名称及び位置) 第 2 条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>神戸市立垂水学校給食共同調理場</td><td>[略]</td></tr></table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立垂水学校給食共同調理場	[略]
名称	位置														
[略]	[略]														
神戸市立垂水学校給食共同調理場	[略]														
神戸市第二学校給食センター	神戸市西区見津が丘 7 丁目12番														
名称	位置														
[略]	[略]														
神戸市立垂水学校給食共同調理場	[略]														

第 2 条 神戸市学校給食センター条例の一部を次のように改正する。

次の表の第 2 条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び第 2 条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第 2 条による改正後	第 2 条による改正前																		
(名称及び位置) 第 2 条 センターの名称及び位置は、 次の表のとおりとする。	(名称及び位置) 第 2 条 センターの名称及び位置は、 次の表のとおりとする。																		
<table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>神戸市第一学校 給食センター</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	名 称	位 置	[略]	[略]	神戸市第一学校 給食センター	[略]	[略]	[略]	<table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>神戸市第一学校 給食センター</td><td>[略]</td></tr><tr><td>神戸市立垂水学 校給食共同調理 場</td><td>神戸市垂水区狩 口台 3 丁目 1 番 4 号</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	名 称	位 置	[略]	[略]	神戸市第一学校 給食センター	[略]	神戸市立垂水学 校給食共同調理 場	神戸市垂水区狩 口台 3 丁目 1 番 4 号	[略]	[略]
名 称	位 置																		
[略]	[略]																		
神戸市第一学校 給食センター	[略]																		
[略]	[略]																		
名 称	位 置																		
[略]	[略]																		
神戸市第一学校 給食センター	[略]																		
神戸市立垂水学 校給食共同調理 場	神戸市垂水区狩 口台 3 丁目 1 番 4 号																		
[略]	[略]																		

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

神戸市第二学校給食センターの設置及び神戸市立垂水学校給食共同調理場の廃止に当たり、条例を改正する必要があるため。